

第4期芦屋町障害者計画
令和6年度取組結果・令和7年度計画表

評価	事業数	%
◎	60	92
○	3	5
△	0	0
—	2	3
合計	65	100

凡例

「評価」の区分

- ◎ : 計画の目標を達成した
- : 概ね計画を達成した
- △ : 計画どおりに実施できなかった
- : 本年度は該当施策はなかった

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針1:障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

1-1:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1)差別の解消(障がいへの理解の推進)	広報・啓発の充実	○障がいのある人に対する理解を広めるため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・12月3日～9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。 ・人権まつりで、障がいの理解促進を図るための啓発を行う。 ・ヘルプカードの窓口での配布、ヘルプマークについての周知を行う。	・広報あしや12月号で、障害者週間や芦屋町障がい者差別解消条例、障がい者虐待に関する記事を掲載し、障がいのある人への理解促進を図った。 ・人権まつりで、「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」についてのチラシ・クリアファイルを配布し、周知を行った。 ・広報あしや10月号や町ホームページでの周知を行った。また、窓口でヘルプマーク、ヘルプカードの配布を行った。	◎	・障がいを正しく理解し、障がいのある人たちが社会参加できる機会を広げるため、ひとりひとりが障がいに関しての知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが必要である。	・12月3日～9日の障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がいのある人への理解等を働きかける記事の掲載を行う。 ・人権まつりで、障がいの理解促進を図るための啓発を行う。 ・ヘルプカード、ヘルプマークについての周知、窓口での配布を行う。
	会の障の学が提習い供機へ	○人権まつりでの障がい者団体による催しを通じて、障がいへの理解促進を図るための啓発を行います。	生涯学習係 生涯学習課	・12月4日～10日の人権週間にあわせて、第26回芦屋町人権まつりを開催し、障がい者への理解を深める機会の提供に努める。	・人権週間にあわせて、第26回人権まつりを開催し、障がいのある人への理解を深める機会を提供し、人権意識の啓発を図ることができた。	◎	・人権まつり事業の中で、障がいのある人への理解を深めるための啓発を継続していく。また、人権まつりへの来場者数を増やす必要がある。	・第27回芦屋町人権まつりを開催し、障がいのある人への理解を深める機会の提供に努める。
	障害者差別例解の消周法知に基づく町	○「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について、広報等による周知を行い、差別の解消を推進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・広報及び町ホームページに「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し、合理的配慮について周知する。	・広報あしや12月号及びホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、合理的配慮の周知を行った。 ・人権まつりで、「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」についてのチラシ・クリアファイルを配布し、周知を行った。 ・民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の義務化について周知を図るため、商工会報12月号に記事を掲載した。	◎	・広報あしや、町ホームページ、商工会報等で継続して合理的配慮に関する周知を行うことが必要である。	・広報及び町ホームページに「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し、合理的配慮について周知する。
(2)権利擁護の推進	成年後見制度の周知・利用促進	○成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、芦屋町成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の周知を行います。	高齢者支援係 福祉課	・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。 ・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う。 ・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する。	・中核機関(北九州市・岡垣町・遠賀町と共同)を設置し、住民からの相談に専門職が対応する環境を整備している。 ・町のホームページや広報あしや5月号で無料出張相談の開催を伝えたほか、成年後見制度の説明記事を掲載した。 ・自治区で行われている地域交流サロンの実施団体に無料出張相談のチラシを配布した。 ・遠賀町、岡垣町と合同で住民向けの講演会を開催した。参加者12名	◎	・中核機関と協力しながら住民からの相談に適切に対応する必要がある。 ・成年後見制度が住民にとって身近な制度となるよう、町のホームページや広報あしや等を通じた啓発を行う必要がある。 ・郡内3町及び中核機関と連携し、制度啓発のための講演会を開催する必要がある。	・中核機関と協力しながら、住民からの相談に適切に対応する。
		○成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者支援係 福祉課	・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人等に報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度利用に困難を抱えている人を支援する。	・中核機関(北九州市・岡垣町・遠賀町と共同)を設置し、住民からの相談に専門職が対応する環境を整備している。 ・後見制度の利用に困難を抱えている人からの支援要請や相談は、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」や包括支援センターによる対応で賄うことができたため、成年後見制度利用支援事業の利用には至らなかった。	◎	・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人がいない人や、後見人等に報酬を支払う金銭的余裕がない人等、制度の利用に困難を抱えている人を支援する必要がある。	・成年後見制度利用支援事業を実施して、申立人のなり手がいない人や、後見人に報酬を支払う金銭的余裕がない人など、制度利用に困難を抱えている人を支援する。
(3)虐待の防止	障がい者虐待の防止	○障がい者虐待について広報紙や町のホームページに掲載し、広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	・12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報紙や町ホームページに掲載する。 ・障がい者虐待防止のポスターやチラシを掲示する。	・広報あしや12月号及びホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」について掲載し、合理的配慮の周知を行った。 ・人権まつりで、「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」についてのチラシ・クリアファイルを配布し、周知を行った。 ・県から送付されるポスターの庁舎内への掲示やチラシの窓口への配架等により周知を行った。	◎	・虐待を受けている人が、虐待を受けていると認識できずに、自分から被害を訴えることができない場合があるため、周囲の人がこの問題を認識し、虐待防止につながるよう、継続して啓発を行うことが必要である。	・12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障がい者虐待について広報紙や町ホームページに掲載する。 ・障がい者虐待防止のポスターやチラシを掲示する。
		○障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図ります。	生涯福祉活動支援係 生涯福祉課	・障がい者虐待に的確な対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	・養護者による虐待を想定した「障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に参加し、職員の資質向上を図った。	◎	・障がい者虐待についての的確に相談対応ができるよう、職員の資質向上を図ることが必要である。	・障がい者虐待に的確な対応できるよう研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針1:障がいへの理解を深め、地域で障がいのある人の暮らしを守る社会

1-2:合理的配慮の提供 ◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1)行政等における合理的配慮の推進	行政における合理的配慮の推進	○職員研修により職員の差別解消法や合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者・生活支援係 福祉課	・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を実施する。(研修会は2年に1回)	・対面研修を実施した。受講対象者147名中、約82%(121名)の職員が参加した。 ・町担当職員による法律・条例・職員対応要領の説明(20分)と県派遣講師による「障がいを理由とする差別の解消の推進について」のスライド解説(60分)を行った。	◎	・R6の対面研修については、20名近くの職員が何らかの理由で受講しなかった。今後は動画視聴による研修の導入を検討し、職員各人が都合の良い日時に受講可能となるような方法を考える必要がある。	・差別解消法や合理的配慮に対する職員の理解が深まるよう、動画や分かりやすい資料を用いて書面による研修を実施する。(対面研修は2年に1度)
		○窓口に筆談用のコミュニケーションボードや助聴器、庁内に手話奉仕員を設置し、必要時に合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・窓口に筆談用の白板や助聴器を設置し、必要時には活用して対応する。 ・窓口に筆談用のコミュニケーションボードを設置し、視覚的に情報が入手できるよう対応する。また、障がいのある人や高齢者に合理的な配慮の提供を行うため、窓口に助聴器や補聴器等を設置する。	・窓口に助聴器等を設置し、窓口での相談や手続き等の際、必要に応じて筆談用の白板や助聴器を活用し意思疎通を図るとともに、個々のプライバシーに配慮し対応した。	◎	・意思疎通を円滑に行うためには、コミュニケーションツールを活用する必要がある。 ・職員に対して、合理的配慮の理解を深めていくことが必要である。	・窓口に筆談用の白板や助聴器を設置し、必要時には活用して対応する。 ・窓口に筆談用のコミュニケーションボードを設置し、視覚的に情報が入手できるように対応する。また、障がいのある人や高齢者に合理的配慮の提供を行うため、窓口に助聴器や軟骨電動イヤホン等を設置する。
		○配慮を必要としている障がいのある人が、周囲に配慮してほしいことを伝えるヘルプカードやヘルプマークの周知・配布を継続して行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・ヘルプカードやヘルプマークを広報やポスター掲示により周知する。 ・ヘルプカードやヘルプマークを窓口で配布する。	・ヘルプカードやヘルプマークについて、広報あしや10月号に掲載し、周知を行った。 ・ヘルプカードやヘルプマークを窓口で配布した。 令和6年度:ヘルプマーク配布個数 41個	◎	・ヘルプカードやヘルプマークの存在を認識していない人もいるため、引き続き広報やポスター掲示等で周知を行う必要がある。	・ヘルプカードやヘルプマークを広報やポスター掲示により周知を行う。 ・ヘルプカードやヘルプマークを窓口で配布する。
	事業者等への合理的配慮の理解	○商工会と連携し、事業者へ「障害者差別解消法」及び「芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を周知し、合理的配慮を促します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・令和6年4月1日から事業者による障がいのある人に対する合理的配慮が義務化(障害者差別解消法)されたことに伴い、民間事業者に周知を図るため、商工会報に掲載依頼を行う。	・12月3日～9日の障害者週間にあわせ、商工会報「ねっとわーく芦屋」第361号(令和6年11月25日発行)に、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化になったことについての記事を掲載した。	◎	・今後も継続して合理的配慮に関する周知を行うことが必要である。	・事業者による障がいのある人に対する合理的配慮の義務化(障害者差別解消法)について、民間事業者に周知を図るため、商工会報に掲載依頼を行う。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-1 自立した生活に向けた支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	○相談支援事業所による一般相談窓口の設置を継続し、相談対応の充実を図ります。	障がい者福祉係・生活支援課	・一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 ・相談や障がい福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。	・一般相談窓口として指定特定相談支援事業所に委託を行った。 「みどり園」「まつかぜ荘」 相談件数:0件 ・相談や障害福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、福祉のしおりを活用し、上記事業所の案内を行った。	◎	・一般相談窓口(委託)を引き続き設置する。 ・窓口での情報提供を継続し、相談対応を充実させる必要がある。	・一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 ・相談や障害福祉サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。
		○障がいのある人が必要な制度や福祉サービスを的確に知ることができるよう、相談窓口の周知を図ります。	障がい福祉係・生活支援課	・相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 ・相談窓口について、福祉のしおり、町ホームページ等により継続して周知を図る。	・相談窓口について福祉のしおりに掲載を行い、手帳の交付時や相談者に対し周知を行った。 ・相談支援事業所について、町ホームページや福祉のしおりに掲載し周知を行った。	◎	・必要な時に相談できるように、相談窓口について今後も周知を行っていく必要がある。	・相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 ・相談窓口について、福祉のしおり、町ホームページ等により継続して周知を図る。
	地域での相談活動	○障がい者相談員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、関係機関との連携を図ります。	障がい者福祉係・生活支援課	・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し、障がいのある人の相談に対応する。 ・相談員の資質向上を図るために相談員研修会への参加を促す。 ・障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 ・町ホームページに、身体・知的障がい者相談員について掲載し、周知する。	・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し、障がい者の相談に対応できるようにした。 令和6年度相談件数5件 ・福岡県障がい者相談員研修会に参加し、相談員の資質向上を図った。 ・障害者手帳新規取得時に福祉のしおりを配布し、障がい者相談窓口について周知を行った。 ・町ホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、周知を行った。	◎	・広報紙や町ホームページの掲載内容について、必要に応じ内容の見直しを図る必要がある。	・身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し、障がいのある人の相談に対応する。 ・相談員の資質向上を図るために相談員研修会への参加を促す。 ・障害者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 ・町ホームページに、身体・知的障がい者相談員について掲載し、周知する。
		○民生委員・児童委員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。また、福祉サービスについて把握できるよう研修等でスキルアップを図ります。	障がい者福祉係・生活支援課	・地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 ・障がい福祉サービス等について、民生委員・児童委員に身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し説明を行う。 ・民生委員・児童委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。	・民生委員・児童委員からの相談に対し、必要なサービス等について案内を行った。 ・民生委員・児童委員定例会(2月)で、福祉のしおりを用いて、障がい福祉サービスや制度に関する勉強会を開催した。 ・民生委員・児童委員の役員会、定例会において、各種研修会の案内を適宜行った。	◎	・民生委員・児童委員が適切な支援を行えるよう、適宜、障がい福祉サービスに関する勉強会を開催し、知識の向上を図ることが必要である。	・地域での相談活動に従事する民生委員・児童委員と連携を図り、必要な福祉サービスや支援等につなぐ。 ・障がい福祉サービス等について、民生委員・児童委員に身体・精神障がい者福祉のしおりを配布し、説明を行う。 ・民生委員・児童委員へ必要に応じて各種研修会の案内を行う。
	福祉制度の周知	○法や制度の改正に合わせ、町のホームページや福祉サービスガイド、福祉のしおりの内容を更新し、周知します。	障がい者福祉係・生活支援課	・町ホームページやサービスガイド等で福祉サービスについて継続して周知する。 ・法や制度の改正に合わせ、町ホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新する。	・障がい福祉サービスについて、社会資源マップ(町ホームページ)やサービスガイド等に掲載し、周知を図った。 ・法や制度の改正に伴い、町ホームページや福祉のしおり等の内容を更新した。 ※日常生活用具の給付対象に「視覚障害者用音声読書器」を追加。 ※精神手帳を所持する方に対するJR運賃割引の案内。	◎	・障がい福祉サービスや制度について、適宜情報の更新を行い、内容を充実させていく必要がある。	・町ホームページやサービスガイド等で、福祉サービスについて継続して周知を行う。 ・法や制度の改正に合わせ、町ホームページやサービスガイド、福祉のしおりの内容を更新する。
		○障がいのある人(児童)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進します。	障がい者福祉係・生活支援課	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進する。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう案内を行い、下記のとおり向上した。 ・障がい児の計画相談の支給決定者数 R5:85.4%(サービス利用者数48名中41名 セルフプラン7名) R6:89.2%(サービス利用者数56名中50名 セルフプラン6名) ・障がい者の計画相談の支給決定者数 R5:98.4%(サービス利用者数126名中124名 セルフプラン2名) R6:97.5%(サービス利用者数121名中118名 セルフプラン3名)	◎	・引き続きセルフプランも計画相談へ移行するよう案内を行う。 ・計画相談支援事業所のリストを作成し、適宜情報の更新を行う必要がある。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し、計画相談等の利用を促進する。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針2: 障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-1 自立した生活に向けた支援の推進 ◎: 計画を達成した ○: 概ね計画を達成した △: 計画どおりに実施できなかった -: 本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(2) 福祉サービスの充実	障害福祉サービスの充実	○障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がいのある人(児童)へサービスを提供します。	障がい者・生活支援係	・障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障がいのある人(児)へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供を行う。 ・地域生活支援拠点等において、研修会、施設見学、事例検討会等を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供する。	・支援を必要とする障がいのある人から相談を受けたときに、聞き取りや相談支援専門員との連携により、対象者にとって必要なアービスを検討した。そのうえで、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいて支給を決定し、福祉サービスを提供した。 ・事業所間での意見交換や情報共有を図るため、遠賀中間地域障がい者支援協議会で以下の取組を行った。 ※専門部会の開催(4月) ※医療的ケア児についての研修会開催(12月) ※定例会の開催(2月)	◎	・対象者にとって必要なサービスが提供できるよう、引き続き相談対応や相談支援専門員等との連携が必要である。 ・遠賀中間地域障がい者支援協議会において、情報共有や意見交換の場を設け、事業所間での連携を図ることが必要である。	・障がいのある人の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付、障がい児通所支援等を必要とする障害のある人(児)へ障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスの提供を行う。 ・遠賀中間地域障がい者支援協議会において、研修会及び事例検討会を開催し、事業所間の情報共有や意見交換の場を提供する。
		○放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がいのある児童へ日中過ごす場所を提供します。	障がい者・生活支援係	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報紙への掲載等を行い、周知を図る。	・町の要綱に基づいて、福祉サービスを提供した。 利用実人数 6名 開所延日数 236日(R7.3.31時点) ・相談時や教育研修会で、芦屋すてっぷくらぶのチラシを配布し、周知を図った。	◎	・サービスが必要な障がいのある児童にサービスを提供できるよう、芦屋すてっぷくらぶの周知を継続して行う必要がある。	・放課後等デイサービスにより、障がいのある児童へ日中過ごす場所を提供する。 ・チラシの配布や広報紙への掲載等を行い、周知を図る。
		○精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、中間市・遠賀郡圏域の保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を行います。	障がい者・生活支援係	・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)で引き続き協議を行い、システム構築に向けた圏域での取組についての方向性を検討する。	・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)で意見交換や情報共有を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組について勉強会を行った。 ※出席者: 一市四町、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県精神保健福祉センター職員など	◎	・宗像・遠賀保健福祉環境事務所と一市四町(中間市・遠賀郡)が連携し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を継続することが必要である。	・宗像・遠賀保健福祉環境事務所、医療機関や事業所等の関係機関、一市四町(中間市・遠賀郡)において、遠賀・中間圏域で可能な取組内容について協議を行う。
	町のサービスによる生活支援	○町の生活支援サービスの情報提供を行い、障がいのある人等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯サービス事業 ・緊急通報システム事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・身体障がい者自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金補助事業 ・重度心身障がい者介護用品給付サービス事業	高齢者支援係	・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員や介護支援専門員など、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を転入手続時等に配布することで、サービスの内容を分かりやすく住民に知らせる。	・サービスの利用状況による評価を行い、引き続き各事業を実施することとなった。 ・介護支援専門員や福祉サービスガイド等により各事業の周知を図った。事業の利用者数は以下のとおり。 ・高齢者等配食サービス事業 利用人数 87名 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 利用人数 1名 ・緊急通報システム事業 利用人数 19名 ・救急医療情報キット給付 令和6年度連絡カード配布数11枚(累計1119枚) ・町の福祉サービスや相談窓口、介護サービス事業者等の一覧を掲載した福祉サービスガイド(冊子)をもとに、窓口での相談対応時等に、サービス内容を住民に説明した。	◎	・障がいのある人等が在宅生活を行うために、在宅で必要な支援を受けられるようにする必要がある。	・サービスの利用を必要とする人に対し、情報が確実に届くよう、民生委員や介護支援専門員等、本人の身近な人を通じた情報提供を行う。 ・福祉サービスガイド(冊子)を相談や転入手続時等に配布することで、サービスの内容をわかりやすく住民に知らせる。
			障がい高齢者・生活支援係	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、状況の把握を行い、ニーズに合ったサービス及び事業の提供を行う。 ・身体及び精神障がい者福祉のしおりで、手帳交付者や相談者に対し、周知を図る。	・事業の利用開始にあたって、保健師が訪問調査を行い、身体状況等を確認した。 ・福祉のしおり等により各事業の周知を行った。事業の利用者数は以下のとおり。 ・自動車改造費助成事業 利用者数 0名 ・福祉タクシー利用助成事業 交付者数 107名 配布冊数 153冊 利用率55.7% ・重度心身障がい者介護用品給付サービス事業 利用者数0名	◎	・相談者の状況に応じて、必要なサービスを提供する必要がある。 ・支援を必要とする人に、正確な情報が確実に届くよう、情報提供の手法について工夫が必要である。	・相談者のニーズに沿った支援ができるよう、状況の把握を行い、ニーズに合ったサービス及び事業の提供を行う。 ・身体、精神障がい者福祉のしおり及び療育手帳のしおりで、手帳交付者や相談者に対し、周知を図る。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-2 保健事業の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった —:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1) 保健サービスの充実	健康診査・健康相談の実施	○妊婦健診、乳幼児健診の受診を勧奨し、早期支援が必要な母子に対して医療機関と連携し継続的な支援を行います。	こども健康・家庭センター	・定期的な妊婦健診の受診の必要性を周知し、確実に受診するよう対象者に確勧奨を実施する。 ・乳幼児健診の受診の必要性を周知し、子どもの発達を巡る課題の早期発見に努め、状況に応じて医療機関やほほえみ相談など必要な支援につなげる。	・母子手帳交付時や妊婦への電話・面談で妊婦健診の受診の必要性を周知することができた。 ・母子手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時、乳幼児健診未受診者に対し、乳幼児健診の受診の必要性を説明した。また、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診の時には、健診会場内に臨床心理士による相談ブースを設け、発達等について相談をしやすい体制をとった。 ・乳幼児健診について、4か月児健康診査は受診率100%(R5年度97.1%)、1歳6か月児健康診査は受診率93.8%(R5年度94.1%)、3歳児健康診査は受診率83.5%(R5年度91.3%)であった。未受診者に対しては、電話や訪問、未受診者アンケート等で児の状態把握に努めた。	◎	・定期的な妊婦健診の受診をしてもらうため、継続して周知していく必要がある。 ・乳幼児健康診査や転入時などに、こども家庭センターについての情報提供を徹底して行い、相談しやすい体制を継続していく必要がある。 ・未受診児に対しては、健診の勧奨や必要性の説明を行うなどして、受診できるように対応する必要がある。	・定期的な妊婦健診の受診の必要性を周知し、確実に受診するよう対象者に勧奨を実施する。 ・乳幼児健診の受診の必要性を周知し、こどもの発達を巡る課題の早期発見に努め、状況に応じて医療機関やほほえみ相談など必要な支援につなげる。
	母子健康教育の充実	○ハイリスク妊婦に対して支援プランを作成し、個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行います。	こども健康・家庭センター	・特定妊婦等に対しては、必要時サポートプランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。	・特定妊婦等、妊娠中も細やかな支援を必要とする妊婦に対して、サポートプランを作成し、妊娠中から出産後・子育て期間にかけて相談支援を継続した。 R6年度サポートプラン作成者数:3名	◎	・特定妊婦等に対して、細かな支援が必要であるため、妊娠中から出産・子育て期まで相談支援が継続できるように支援をしていく必要がある。	・特定妊婦等に対しては、必要時にサポートプランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。
		○両親学級、すくすく広場、日曜日開所に伴う栄養講話等を実施し、母子健康教育の充実を図ります。	こども健康・家庭センター	・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 ・子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することとしているが、再開にむけて調整を行う。	・両親学級は年3回の開催で25名の参加があった。助産師などから話を聞くことで出産への不安を和らげることができた。 ・すくすく広場(栄養講話)は2組の参加があり、こどもの食生活や家族の食生活を見直すきっかけとすることができた。 ・子育て支援センターの日曜日開所に伴う栄養講話、実習については今後再開せず、R7年度から、新たにニーズに対応できるよう、偶数月に実施している栄養講話を活用して離乳食の試食・試飲を開始することとした。	◎	・様々な情報があふれているため、正しい知識の普及が必要である。 ・参加者のニーズ把握、知りたい情報の提供を行い、支援していく必要がある。	・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養講話)を継続して行い、母子健康教育の充実を図る。 ・子育て支援センターが設けている育児相談日について、試食・試飲を交えた栄養講話を中心とした日程と、栄養相談に対応する日程を分けて、目的に合わせた支援を行う。
	医療的ケアへの児支援	○医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある児童については、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう支援します。	健康づくり係	・医療機関と連携し、医療的ケア児の把握に努め、健診や訪問等を通じ、きめ細かな相談支援を実施し、必要なサービスの情報提供を行う。	・令和6年度は、対象となる医療的ケア児はいなかった。	—	・対象児がいる場合は、対象のニーズに合った支援につなげることができるよう、医療機関と連携し、必要なサービス等の情報提供を行う必要がある。	・医療機関と連携し、医療的ケア児の把握に努め、検診や訪問等を通じ、きめ細やかな相談支援を実施し、必要なサービスの情報提供を行う。
		○看護する家族の負担を軽減する支援(レスパイトケア)を推進します。	障がい者福祉課生活支援係	・医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児日常生活支援事業を活用し、支援を行う。	・芦屋町医療的ケア児日常生活支援事業助成金交付要綱にもとづき、以下のとおり医療的ケア児日常生活支援事業による支援を行った。 利用者数 1名 利用時間 68時間 (在宅訪問 15時間、学校等訪問看護 53時間)	◎	・医療的ケア児を看護する家族の負担を軽減するため、引き続き支援を行うことが必要である。	・医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児日常生活支援事業を活用し、支援を行う。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針2:障がいのある人の自立生活を支えるサービスが適切に受けられる社会

2-3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1) 障がいのある人に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	○広報あしやの音声での提供等により、視覚障がいのある人等の情報取得を支援します。	障がい者・生活支援係 シテイ企画政策モニター係	・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしや(R6.9月号、R7.3月)で周知した。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施した(新規採用職員研修1回)。また、各課のホームページ掲載承認申請時に、記事の内容の点検や改善を促した(随時)。 ・情報・意思疎通支援用具に含まれる、「視覚障害者用拡大読書器」の名称を「視覚障害者用読書器」に変更し、視覚障害者用音声読書器を給付対象に追加した。 ・広報あしやについて、ユニボイス導入の検討を行ったが、印刷コストや事務量の増加といった課題がある。現在、広報紙を音声化してCD等で配布しており、ユニボイスの導入や現状の改善について要望がないことから、ユニボイスの導入を見送った。 ・JAVIS(日本視覚障がい情報普及支援協会)に申請を行い、ユニボイス(文字を二次元コードに変換し、スマホを二次元コードにかざすと音声で読上げてくれるアプリ)を導入した。	・視覚障がいのある人等に向けて広報あしやを音声で提供した。(個人1人、団体1つ) ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページ(常設)と広報あしや(R6.9月号、R7.3月)で周知した。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施した(新規採用職員研修1回)。また、各課のホームページ掲載承認申請時に、記事の内容の点検や改善を促した(随時)。 ・情報・意思疎通支援用具に含まれる、「視覚障害者用拡大読書器」の名称を「視覚障害者用読書器」に変更し、視覚障害者用音声読書器を給付対象に追加した。 ・広報あしやについて、ユニボイス導入の検討を行ったが、印刷コストや事務量の増加といった課題がある。現在、広報紙を音声化してCD等で配布しており、ユニボイスの導入や現状の改善について要望がないことから、ユニボイスの導入を見送った。 ・JAVIS(日本視覚障がい情報普及支援協会)に申請を行い、ユニボイス(文字を二次元コードに変換し、スマホを二次元コードにかざすと音声で読上げてくれるアプリ)を導入した。	◎	・広報あしやの音声データの提供を希望する声が少ないため、周知方法を見直す必要がある。 ・ウェブアクセシビリティに対応した記事が今後も作られるよう、職員への定期的な研修や、ホームページ掲載承認時の内容点検、改善を引き続き行う必要がある。 ・ユニボイスを普及、啓発することが必要である。	・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、町のホームページと広報あしやで周知するとともに、別に効果的な周知方法がないかを検討する必要がある。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、職員研修を実施する。また、各課へホームページ掲載記事の内容の点検や改善を促す。 ・ユニボイスについての周知を行うとともに、印刷物にユニボイスの貼り付けを行い、利用の促進を行う。
		○聴覚障がいのある人等の情報取得を支援する機器の貸出を行います。	障生福祉支援係	・点字テブラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続する。	貸出物品 ・点字プリンター ・点字テブラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー 貸出件数 0件 ・拡大読書器: 芦屋町図書館に設置	◎	・窓口対応時等、必要に応じて筆談や情報支援機器を活用し、コミュニケーションを図るようにすることが必要である。 ・芦屋町図書館に設置している拡大読書器の利用者が少ないため、原因を分析したうえで、必要に応じて読書環境の整備を行う必要がある。	・点字テブラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を継続して行う。 ・芦屋町図書館の読書環境の整備を推進する。
(2) 障がいのある人の意思疎通支援の充実	意思疎通支援者の確保・養成	○中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	障生福祉支援係	・中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(入門課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間: 令和6年6月26日～令和7年3月31日(全23回) 場所: 水巻町 ・手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載し、周知を図る。	・一市四町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催した。 手話奉仕員養成講座(入門過程)開催 期間: 6/26～12/11 全23回 場所: 水巻町 芦屋町の参加者 10名 ・広報あしや5月号に手話奉仕員養成講座開催について掲載を行い、周知を図った。	◎	・地域で活動するボランティア育成を継続して行っていく必要がある。	・中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(基礎課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間: 令和7年6月25日～令和7年12月10日(全23回) 場所: 水巻町 ・手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載を行い、周知を図る。
	意思疎通支援	○庁内に手話奉仕員を設置し、聴覚障がいのある人の手続き等が円滑に進むよう支援します。	障生福祉支援係	・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。	・庁内に手話奉仕員を1名配置し、聴覚障がいのある人の手続き等がスムーズに進むよう支援を行った。	◎	・庁内の手話奉仕員が不足しているため、講座等(中間市・遠賀郡の一市四町での養成講座)に参加を促し、育成をしていく必要がある。	・庁内に手話奉仕員を配置する(1名)。
		○聴覚障がいのある人のコミュニケーションを手助けする助聴器やコミュニケーションボード等を窓口を設置します。	障生福祉支援係	・障がいの状況に合わせ、助聴器や補聴器、コミュニケーションボードを活用し、対応する。	・相談者の状況に応じて、助聴器やコミュニケーションボードを活用し、対応を行った。	◎	職員に対し、合理的配慮の理解を深めていくことが必要である。	・障がいの状況に合わせ、助聴器や補聴器、コミュニケーションボードを活用し、対応する。
		○手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障がいのある人の日常生活での自立を支援します。	障生福祉支援係	・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害のある人の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。	・登録手話通訳者 2名 ・手話通訳者派遣延回数 0回 ・手話通訳者派遣延時間 0時間	◎	・必要時に迅速に派遣できるよう、手話通訳者と引き続き連携を図る必要がある。 ・利用者が減少しているため、事業についての周知を福祉のしおり等で引き続き図る必要がある。	・手話通訳者派遣事業を継続して行い、聴覚障がいのある人の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑に行われるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針3:障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

3-1 雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1)雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	○民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	産業工観観光光課係	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。	・ハローワーク等からの障がい者雇用情報等を広報等により周知した。 ・国及び県のチラシ等により、障がい者雇用情報等を事業者へ周知した。	◎	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し、周知を行う必要がある。 ・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する必要がある。	・ハローワーク等と連携し、引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し、周知する。 ・事業者への周知については、国及び県のチラシ等を活用し実施する。
		○障害者優先調達法に基づく物品等の調達方針により調達目標を定め、障がい者就労施設等からの物品調達を行います。	障がい者・福祉課	・障害者優先調達法に基づく物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。	・障害者優先調達推進法に基づいて、令和6年度の障がい者就労施設等からの物品調達方針を町ホームページに掲載し、広く周知に努めた。 ・庁内の課長会議で障がい者就労施設等からの物品調達を積極的に行うよう依頼し、実績増に努めた。	◎	・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していく必要がある。	・障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。
		○「障がい者活躍推進計画」に基づき、行政内において障がいのある人の雇用者数を確保します。	総人事課係	・「障がい者活躍推進計画」に基づき、今後も障がい者の実雇用率が法定雇用率2.5%以上となるように雇用者数を維持していく(障害者雇用促進法)。	・「障がい者活躍推進計画」の計画通り、雇用を行った。 ・令和6年6月1日現在の障がいのある人の実雇用率は3.24%となっており、法定雇用率以上の雇用者数となっている。 (令和5年6月1日時点の実雇用率 2.71%)	◎	令和8年7月には、地方自治体の法定雇用率は3.0%に引き上げられる予定であるため、障がい者の積極的な採用について検討していく必要がある。	・「障がい者活躍推進計画」に基づき、今後も障がいのある人の実雇用率が法定雇用率以上となるように雇用者数を維持していく(障害者雇用促進法)。
(2)総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	○一般就労が困難な障がいのある人に対し、相談支援専門員との連携により、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用機会を提供し、就労に向けた支援をします。	障がい者・福祉課	・障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内し、多様な就労の機会を提供できるよう支援を行う。	・一般就労が困難な障がいのある人に対し、相談支援支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。 令和6年度の利用者の人数 (令和7年3月末時点) ※カッコ内は令和5年度末の支給決定者数 就労移行支援 :12名(6名) 就労継続支援A型:14名(13名) 就労継続支援B型:56名(46名)	◎	・多様な就労の機会が提供できるように、継続して支援を行い、就労へつなげて行く必要がある。	・障がい者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内し、多様な就労の機会を提供できるよう支援を行う。
		○広報紙で職業訓練生の募集等、就労に関する情報を提供し、就労を支援します。	産業工観観光光課係	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口にて掲示し、町のホームページ、広報あしやで周知した。	◎	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する必要がある。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での掲示や町のホームページ、広報あしやで周知する。
		○就労を希望する障がいのある人に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行います。	障がい者・福祉課	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援する。 ・就労に関する会議等に参加し、障がい者就労・生活支援センター等の関係機関と様々な情報を共有することで、就労支援に活かしていく。	・対象者の状況を把握し、適したサービスや就労に関しての情報提供を行った。 ・障がい者就労・生活支援センターの業務連絡会議に参加し、自立支援相談機関等の関係機関との情報共有を図った。	◎	・対象者の状況を把握したうえで、必要なサービスを継続していく必要がある(状況に応じて、就労系サービスの利用が難しい場合は他のサービスを利用し、就労系サービスへ移行できるように支援を行う)。	・利用希望者の状況を把握し、その時に適したサービスの提供ができるよう支援する。 ・就労に関する会議等に参加し、障がい者就労・生活支援センター等の関係機関と様々な情報共有を行うことで、就労支援へ活かしていく。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針3:障がいのある人が地域とつながり、活躍できる社会

3-2 社会活動の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	○障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の社会参加、地域との交流を図ります。	生 社会 涯 学 教 習 育 課 係	・障がい者レクスポ大会を開催する。また、開催に当たって、関係団体と日程等の調整を行う。 ・広報あしや及び町のホームページで障がい者レクスポ大会の周知を行う。	・令和7年3月23日(日)に、令和6年度障がい者レクスポ大会を開催した。(競技参加者:36人) ・広報あしやへの掲載、各種団体にチラシを配布し、障がい者レクスポ大会の周知を行った。	◎	・令和6年度の参加団体や関係団体などに意見を聴いて、競技内容や運営体制を検討する必要がある。	・障がい者レクスポ大会を開催する。また、開催あたって、関係団体と日程等の調整を行う。 ・広報あしや及び町のホームページで障がい者レクスポ大会の周知を行う。
	パラスポーツの推進	○「パラスポーツ」を普及させることで障がいに対する住民理解、障がいのある人の社会参加と健康増進を図ります。	生 社会 涯 学 教 習 育 課 係	・既存事業への「パラスポーツ」の導入を図る。 ・「パラスポーツ」普及に寄与する機会の創出を図る。	・令和6年6月1日(土)に、キッズスポーツフェスタを開催し、競技に「ボッチャ」を取り入れ、実施した。(競技参加者:77人) ・「パラスポーツ」に関する研修会に参加し、競技内容への理解を深めた。	◎	・パラスポーツ体験事業を実施する。 ・専門的な知識を持った人材を育成する。	・ボッチャ体験教室を開催し、住民が「パラスポーツ」に触れ、障がいへの理解を深める機会を創出する。 ・広報あしや及び町のホームページでボッチャ体験教室の周知を行う。
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	○中間市・遠賀郡合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(入門課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間:令和6年6月26日～令和7年3月31日(全23回) 場所:水巻町 ・手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載し、周知を図る。	・一市四町(中間市・遠賀郡)合同で手話奉仕員養成講座を開催した。 手話奉仕員養成講座(入門過程)開催 期間:6/26～12/11 全23回 場所:水巻町 芦屋町の参加者 10名 ・広報あしや5月号に手話奉仕員養成講座開催について掲載を行い、周知を図った。	◎	・地域で活動するボランティア育成を継続して行っていく必要がある。	・中間市・遠賀郡四町合同で、手話奉仕員養成講座(基礎課程)を開催し、手話奉仕員を養成する。 期間:令和7年6月25日～令和7年12月10日(全23回) 場所:水巻町 ・手話奉仕員養成講座について広報紙に掲載し、周知を図る。
	障がい者団体等の活動支援	○障がい者団体等の活動の推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。 ・周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく実際の活動状況の写真も一緒に掲載する。	・障がい者団体の活動について、広報で写真と共に掲載を行った。(1団体) ・障がい者団体が行う活動に対し、名義後援を行い、活動を支援した。(1団体)	◎	・障がい者団体と連携し、活動推進を支援していく必要がある。また、実際の活動の内容が把握しやすいよう周知方法について検討が必要である。	・要請に応じ、町のホームページや広報あしやで障がい者団体の活動等について周知する。 ・周知する際に活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく実際の活動状況の写真も一緒に掲載する。
		○障がい者団体等が行う事業について芦屋町障がい者等自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について広報紙や町ホームページで周知する。	広報あしや12月号及び町ホームページで「芦屋町障がい者等自発的活動支援事業」について掲載し、周知を図った。 令和6年度実績 0件	◎	事業を利用する団体が増えるよう、周知の方法について検討していく必要がある。	・芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について広報紙や町ホームページで周知する。
	障がい者団体の連携支援	○町内の障がい者団体との情報共有を行い、団体間の連携を促進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・町内の障がい者団体の活動内容について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知する。	・障がい者団体の活動について、広報で写真と共に掲載を行った。(1団体)	◎	・実際の活動内容等がわかりやすいように、周知の方法を検討していく必要が有る。	・町内の障がい者団体の活動内容について、広報紙や町ホームページに掲載し、周知する。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針4:適切な教育・療育を受けられる社会

4-1 教育の振興

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1) 福祉教育の充実	特別支援教育の充実	○小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がいへの理解を深めます。	学 校 教 育 課 係	・各学校における特別支援学級や通信指導教室の啓発を継続し、児童・生徒や保護者への理解を深める。	・児童・生徒及び保護者に対し、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任が、全体(入学式・集会・PTA総会等)及び個別(懇親会・教育相談等)で、特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。 ・特別支援学級通信・特別支援教育コーディネーターだより等を配布し、特別支援教育や特別支援学級での学習の様子等について児童・生徒や保護者に伝えた。	◎	・特別支援学級や通級指導教室への入級対象者、通常学級における支援が必要な児童・生徒が年々増加しているため、継続して啓発を行う必要がある。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室への啓発を継続し、児童・生徒や保護者への理解を深める。 ・総合的な学習の時間や人権学習等を通して、児童・生徒の障がいへの理解を深める。
(2) 教育相談の充実	教育相談の充実	○発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施します。	学 校 教 育 課 係	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定) ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談(各施設年3回ずつ)、小学校、中学校を対象に巡回相談(小中学校年6回ずつ)を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。	・8月に発達や成長が気になる子ども及び保護者を対象に、教育相談会を実施した。小児科医や学識経験者、臨床心理士が面談することで、教育的支援や就学・進路相談等を行うことができた。 令和6年度:参加者6名 ・すくすく発達相談と巡回相談を予定通り実施した。その中で、保護者が直接専門家からの助言を受けることで、悩みの解決や必要な支援に繋げることができた。 令和6年度:保護者面談17名	◎	・支援が必要な幼児や児童・生徒が増加しているため、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行う必要がある。	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談会を実施する。(7月予定) ・保育園・幼稚園を対象に、すくすく発達相談(各施設年3回ずつ)を、小学校・中学校を対象に巡回相談(小学校・中学校年3回ずつ)を行い、専門家からの指導・助言を受けることで、必要な支援につなげる。
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	○芦屋町特別支援教育連携協議会により関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図ります。	学 校 教 育 課 係	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。(年2回)	・保育園・幼稚園・小学校・中学校だけでなく、臨床心理士、医師、就労支援関係者、特別支援学校教諭、保護者等幅広く委員を招聘し、芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、課題や情報の共有を図るとともに、将来を見据えた継続的支援がなされるよう連携を強化することができた。 令和6年度:2回開催	◎	・芦屋町の特別支援教育の課題を解決し、支援を要する児童・生徒に必要な支援がなされるよう、関係者との情報共有や協議を継続していく必要がある。	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、将来を見据えた継続支援がなされるよう連携強化を図る。(年2回)
		○「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学 校 教 育 課 係	・関係機関と連携して、「あしやすくすくファイル」の内容や活用方法の見直しを行う。 ・就学時検診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。	・連携協議会で、様々な立場から意見をもらい、「あしやすくすくファイル」の内容や配布方法・効果的な活用方法について話し合いを行った。 ・就学時検診の際の、学校職員と就学児及び保護者の面談で「あしやすくすくファイル」を提示してもらい、子どもの気になる点などを保護者と共有し、入学後の支援につなげることができた。その際、今後の継続的な活用や紛失、未記入者に対する呼び掛けを行った。 ・各学校において、定期的に個別の指導計画・教育支援計画の評価・見直しを行った。	○	・支援が必要な幼児や児童・生徒が「あしやすくすくファイル」を有効活用できるよう、健康・こども課や関係機関との連携を強化するとともに、利用促進について継続して啓発していく必要がある。 ・個別の指導計画の内容が十分とは言えないため、適切な指導・必要な支援が行えるよう、形式を改善する必要がある。	・関係機関と連携して、支援が必要な幼児や児童・生徒の保護者に「あしやすくすくファイル」の活用を促す。 ・教育相談会や就学時検診の際に「あしやすくすくファイル」を活用し、早期支援につなげる。 ・個別の指導計画の形式や内容について検討するとともに、各学校において、定期的に個別の指導計画・教育支援計画の評価・見直しを行う。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針4:適切な教育・療育を受けられる社会

4-2 障がいのある児童の療育支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1)療育の支援	相談体制の充実	○関係機関との連携による情報交換・情報共有を行い、療育支援が必要な乳幼児の早期発見を図り、必要な支援へつなげます。	こども健康・家庭センター	・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へつなげる。	・関係機関(町内保育所・幼稚園、学校教育課、福祉課、子育て支援係、子育て支援センター等)と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。 ・芦屋町要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、各課との情報共有を図った。(3回/年)	◎	・関係機関との情報交換や連携会議などで、相談体制の連携を継続する必要がある。	・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へつなげる。
		○ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施し、支援を必要とする幼児の早期発見を行うとともに、ほほえみ教室(親子発達教室)への参加を促進し、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。	こども健康・家庭センター	・乳幼児健診等を通じてほほえみ相談についての情報提供を徹底し、ことばや発達について相談しやすい体制をとる。 ・ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室への参加を促す。 ・ほほえみ教室参加者については、適宜評価を行い、必要な人には適切な時期に児童発達支援などの療育につなげる。	・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施して、支援を要する幼児の早期発見を行った。 ・保育園・幼稚園と連携して、ことばの発達について乳幼児の相談を受けた場合は、臨床心理士につなげた。 ・ほほえみ相談は、実施回数11回(R5年度12回)、相談実人数48人(R5年度50人)、延人数58人(R5年度72人)。 ・乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数は、1歳6ヶ月児検診時12人(R5年度18人)、3歳児検診時12人(R5年度15人)。 ・ほほえみ教室(親子発達教室)は、実施回数10回(R5年度12回)、参加人数10人(R5年度11人)、延人数33人(R5年度63人)。 ・ほほえみ教室参加者については、適宜ほほえみ相談による評価を行った。	◎	・関係機関と定期的に情報交換・情報共有を行い、支援を要する幼児を相談に繋げられるよう、相談体制の連携を継続する必要がある。 ・乳幼児健康診査でほほえみ相談を実施することで、相談しやすい体制になっているため、今後も継続していく必要がある。また、転入時など、ほほえみ相談についての情報提供を行い、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する必要がある。 ・ほほえみ教室参加者については、引き続き、ほほえみ相談による評価を行い、必要時は保育園等に現状を報告し、対象児の発達支援に繋がるよう対応していく必要がある。	・乳幼児健診等を通じて、ほほえみ相談についての情報提供を徹底し、ことばや発達について相談しやすい体制をとる。 ・ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、ほほえみ教室への参加を促す。 ・ほほえみ教室参加者については、適宜評価を行い、必要な人には適切な時期に児童発達支援などの療育につなげる。
	療育支援	○町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配等を支援します。	健康・子育て支援係	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行った。 芦屋保育園:444,000円 緑ヶ丘保育園:3,996,000円	◎	・ニーズの高い事業であるため、質の確保を行ったうえで継続的に実施する必要がある。	・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。
		○保育所、幼稚園対象のすくすく発達相談、小・中学校対象の巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげます。	学校教育課	・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談(各施設年3回ずつ)、小学校、中学校を対象に巡回相談(小中学校年6回ずつ)を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。	・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受け、支援につなぐことができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和6年度:各保育園・幼稚園年3回ずつ 合計18回開催 ・小学校・中学校、あしやすてっぐらぶを対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受け、支援につなぐことができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和6年度:各小学校・中学校年6回ずつ +あしやすてっぐらぶ1回 合計25回開催	◎	・対象となる幼児・児童・生徒に専門的な支援が継続してなされるよう、今後もすくすく発達相談と巡回相談を継続して行く必要がある。	・保育園・幼稚園を対象にすくすく発達相談(各施設年3回ずつ)、小学校・中学校を対象に巡回相談(小学校・中学校年6回ずつ)を行い、専門家からの指導・助言を受けることで、必要な支援につなげる。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針5:安心・安全に暮らせる社会

5-1:安全・安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(1)防災対策の推進	緊急時の避難行動等の支援体制の充実		総庶務課係	・個別避難計画の作成支援にあたり、福祉課と協議し、特に配慮が必要な優先度が高い方を把握する。そのうえで、自治区や地縁団体、民生委員、福祉事業所などの関係者と情報を共有し、個別避難計画の作成支援を進める。	・個別計画の作成支援にあたっては、福祉課と必要な協議を行った。 ・福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所が主催する宗像・遠賀地域在宅医療推進協議会(難病対策地域協議会)に出席し、災害対策(避難行動要支援者や個別避難計画等)に関し、圏域の医療関係者、介護関係者、福祉関係者と協議し、個別計画策定にあたり意見交換を行った。	○	・県消防防災指導課から、避難行動要支援者の対象者が他市町村に比して多いことから、対象者要件を見直すことを検討してはどうかとの意見があるため、検討が必要である。	・個別避難計画の作成支援にあたり、福祉課と協議を行い、特に配慮が必要な優先度が高い方を把握する。 ・県と相談しながら、福祉課と避難行動要支援者の対象要件の見直しの検討を行う。
		○災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定を支援するとともに、避難行動要支援者管理システムを活用し、支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課係	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関して関係者への周知を行う。 ・広報あしやで避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・避難行動要支援者管理システムを活用し、名簿の管理運用を円滑にする。	・避難行動要支援者名簿の対象者について、新規対象者の情報を更新した。また、名簿更新にあたり名簿の取り扱い・活用に関する個人情報保護研修会を開催した。 名簿登録同意者 482名 全対象者 1886名 研修会参加者 34名 ・区長会、民生委員児童委員協議会において、避難行動要支援者名簿の活用、日常からの地域の関係性、支え合いの必要性を啓発し、個別計画策定を促した。また、広報あしや6月号にも上記内容を掲載した。 ・避難行動要支援者管理システムを活用し、個別避難計画の策定等に向けた環境の整備を行った。	◎	・避難行動要支援者管理システムを十分活用し、名簿の管理運用を円滑に行う必要がある。	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取り扱い、活用に関して関係者への周知を行う。 ・広報あしやで避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・避難行動要支援者管理システムを活用し、名簿の管理運用を円滑に行う。
		○町内の障害福祉サービス事業所との連携により、災害時の福祉避難所の開設や要支援者の支援等の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施します。	障が福祉支援者課係・生活	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。	・平成30年度に協定を締結した障害福祉サービス事業所との連携はできている。 ・想定される災害時の事例を挙げ、福祉避難所の開設や必要物資の確認、要配慮者への支援等、災害時の行動マニュアルにもとづき、6月に図上訓練を行った。	◎	・「災害時等における福祉避難所への人的派遣に関する協定書」にもとづき、迅速に避難対応ができるようにしていくことが必要である。	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。
		○防災士の育成等により、自主防災組織等による地域防災活動の強化を図ります。	総庶務課係	・資格取得に係る費用(受験料、教本代、認証登録料)を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内、地域での防災士定着を図る。また、防災士登録者の勉強会などを開催する。	・防災士の資格取得に係る費用を町が負担する防災士育成事業を案内し、2名の申し込みがあった。しかし、台風21号から変わった温帯低気圧の影響から、資格取得に必要な研修、試験日が延期となり、当該申込者2名の都合が合わず、研修・試験が受けられなくなったため、結果として新たな防災士の登録には至らなかった。 ・防災士資格取得者による勉強会を4月に実施し、町の危険箇所や線状降水帯の発生と対応などについて、情報共有を行い、地域の自主防災活動の強化につなげた。 (参加者:19名 ※職員含む)	○	・防災士資格取得後も地域で活躍できるよう、フォローアップを行っていくことが重要である。そのため、気象庁や消防庁からの防災に関する新たな通知を紹介し、防災知識の向上を図るなど定期的な勉強会などの場を提供し、防災士間の横のつながりが感じられるよう、支援する必要がある。	・資格取得に係る費用(受験料、教本代、認証登録料)を町が負担する防災士育成事業を案内し、町内・地域での防災士定着を図る。また、防災士登録者の勉強会などを開催する。
		○ハザードマップの周知・活用により、住民の防災意識向上を図ります。	総庶務課係	・出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努める。 ・転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡す。	・出前講座(三軒屋区サロン)で、ハザードマップを活用し、当該自治区内の危険箇所と共に避難場所などの周知を行った。 ・転入者に自宅周辺の状況などを説明し、ハザードマップの配布を行った。 ・戸別受信機の試験放送(毎月25日)で、災害に備えてハザードマップを確認するように周知を行った。	◎	・第3次芦屋町地域福祉計画の策定時に行われたアンケートでは、「ハザードマップを確認しているか」という問いに対し、「確認している」が37.5%、「確認していない」が61.1%と回答し、約6割の人が確認していないという結果になっている。そのため、適時適切に繰り返し、ハザードマップを確認するよう周知していく必要がある。	・出前講座等の際にハザードマップを活用し、自宅周辺や地域の危険箇所及び避難時の場所などの周知に努める。 ・転入者にハザードマップを配布する際、自宅周辺の状況などを説明したうえで渡す。
	情報多様な発信・情報伝達手段の仕組	○戸別受信機を用いて、災害時の情報を各戸で受信できるよう配信するとともに、県の「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、緊急速報メール、各種防災情報手段を周知し、住民が災害時の情報をいつでもどこでも受信できる環境を整備します。	総庶務課係	・戸別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報あしやなどで住民周知を行い、災害情報、緊急情報が住民に確実に届くよう引き続き環境整備を図る。 ・県の開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」をはじめとした各種防災情報伝達手段を適時適切に周知する。	・各戸、世帯に配布している戸別受信機の取り扱い、使用方法などを広報あしや12月号に掲載し、災害時等の情報伝達手段が適切に受信できるよう周知した。 ・広報あしや6月号において、災害時の避難情報等の情報ツールとして、福岡県が開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、「町公式LINE」、「個別受信機」、「KBC dボタン」等を紹介した。	◎	・避難情報等はわかりやすい言葉や表示で伝えていくことが課題ととらえている。また、「情報弱者」については、個別受信機を使い確実に伝達できるようにしていくことが必要である。	・個別受信機の設置、取扱いに関して、適時適切に広報あしや等で住民周知を行い、災害情報・緊急情報が住民に確実に届くよう、引き続き環境整備を図る。 ・県の開発したスマートフォンアプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」をはじめとした、各種防災情報伝達手段を適時適切に周知する。

芦屋町障害者計画【R6】評価・【R7】計画表

◆基本方針5:安心・安全に暮らせる社会

5-2:安全・安心な生活基盤の整備

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった —:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R6計画	R6取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R7計画
(2) 安心・安全な生活基盤の整備	外出・移動支援	○体育施設やレジャープール等の利用料の障がい者割引を継続するとともに、割引制度の周知を行います。	産業商業工観観光光課係	・レジャープールの割引を実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。	・レジャープールの割引を継続して実施し、観光協会ホームページ等により周知した。	◎	・レジャープールの割引を引き続き実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知を行う必要がある。	・レジャープールの割引を引き続き実施するとともに、観光協会ホームページ及び福祉のしおりで周知する。
		○「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、タウンバス、巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がいのある人の外出や移動を支援します。	環境交通住宅係課 地域振興・	・タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を行い、必要な停車箇所、ルートの把握を行う。	・タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を実施したが、必要な停車箇所、ルートの把握に至らなかった。	◎	・障がいのある人に必要な停車箇所、ルートの把握について検討するために、今後もアンケート調査を継続する必要がある。	・タウンバス、巡回バス利用者へのアンケート調査を継続して行い、障がいのある人の外出や移動の支援につなげる。
	道路・公共施設のバリアフリー化の推進	○障がいのある人の安全な通行を確保するため、歩行困難な歩道について、必要に応じてバリアフリー化や点字ブロックの設置を検討するとともに、県道などについては県へ働きかけます。	都市土木整備係課	・令和6年度は歩道が設置してある路線の整備は実施しないため、バリアフリー化や点字ブロックを設置する計画は無い。 ・福岡県が管理する国道・県道については、周辺環境の変化や多様な利用者の視点を考慮し、通行に支障をきたす恐れがある場合は、歩行空間の整備を福岡県へ働きかける。	・該当施策無し	—	・歩道整備を実施する際は、福祉課と協議を実施し、必要に応じてバリアフリー化や点字ブロックの設置を検討します。 また、福岡県が管理する国道・県道については、周辺環境の変化や多様な利用者の視点を考慮し、通行に支障をきたす恐れがある場合は、歩行空間の整備を福岡県へ働きかける。	・令和7年度は歩道が設置してある路線の整備は実施しないため、バリアフリー化や点字ブロックを設置する計画はない。 また、福岡県が管理する国道・県道については、周辺環境の変化や多様な利用者の視点を考慮し、通行に支障をきたす恐れがある場合は、歩行空間の整備を福岡県へ働きかける。
		○新設や既存施設の改修に合わせて、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	都市建設整備係管課	・下記の予定工事、設計にバリアフリー化を検討する。 緑ヶ丘団地9棟エレベーター設置工事 ・施設の現状を把握し、公共施設等の新設・改修の際は、バリアフリー化を進めます。	・当初の計画通りに工事を遂行し、緑ヶ丘団地9棟にエレベーターの設置を行った。	◎	・新設や既存施設の改修に合わせて、バリアフリー化を検討する必要がある。	下記の予定工事にバリアフリー化を検討する。 ・幸町公園トイレ建替工事 ・白浜公園トイレ建替工事
	住宅バリアフリー化の推進	○町営住宅においては、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づく改善や整備を行います。	環境住宅住宅係課	・現段階でバリアフリー化の事業計画は予定していない。 ・緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置を行う。	・緑ヶ丘団地9棟についてはエレベーター設置工事を行った。	◎	・令和7年度から緑ヶ丘団地建替え検討の方針を定めたため、今後はユニバーサルデザインを導入した住宅を検討する必要がある。	・現在の緑ヶ丘団地の大規模改修工事は中止とし、建て替えに向けた計画を実行していく中で、誰もが生活しやすい住宅像を今後の計画に反映していく。
		○一般住宅においては、障がいのある人の状況に応じた住環境の整備として、地域生活支援事業により住宅改修を支援します。	障害福祉生活支援係課	・サービスガイドや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知する。	・サービスガイドや福祉のしおりに掲載し、窓口対応時に適切な情報提供を行った。 ・相談支援員に対し、地域生活支援事業等の福祉サービスの情報提供を行った。 ・民生委員・児童委員に対し、障害福祉サービスに関する勉強会を開催し、情報提供を行った。	◎	・相談支援員や民生委員・児童委員に対し、引き続き積極的に情報提供を行うことが必要である。	・サービスガイドや福祉のしおり等による周知を継続して行う。 ・地域生活支援事業等、相談に応じて必要な支援を相談支援員や民生委員・児童委員へ周知を行う。